

○ 柏市指名業者選定基準

制定 平成 5 年 9 月 1 日

施行 平成 5 年 9 月 1 日

1 趣旨

この基準は、別に定めるもののほか、指名競争入札に係る指名業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 指名業者数

指名業者数は、次の表の左欄に掲げる発注金額に応じ、それぞれ当該右欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の指名業者数を指名することが困難な場合は、この限りでない。

発注金額	指名業者数
1,000万円未満	5社以上
1,000万円以上5,000万円未満	7社以上
5,000万円以上2億円未満	10社以上
2億円以上	12社以上

3 不良不適格業者の排除

指名業者の選定に当たっては、次に掲げる事項に該当する業者の参入を防止し、不良不適格業者の排除に努めるものとする。

- (1) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日施行）により指名停止期間中であること
- (2) 柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日施行）により指名除外されていること

4 留意事項

指名業者の選定に当たっては、別表第1に定める基準により次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営の状況
- (3) 工事成績（建設工事の案件に限る。）
- (4) 手持ち案件の状況
- (5) 当該案件の技術的適性
- (6) 安全管理の状況

(7) 労働福祉の状況

5 中小業者への配慮

指名業者の選定に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づき、市内の中小業者の受注機会の確保に配慮するものとする。

6 指名業者選定の制限

(1) 指名業者の選定は、原則として一業者について一業種とするものとする。

(2) 事業協同組合等を指名する場合にあっては、原則としてその構成員を指名しないものとする。

7 随意契約に係る指名業者の選定

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項に規定する随意契約に係る指名業者の選定については、この基準を準用するものとする。この場合において、発注金額が130万円未満の案件に係る指名業者数は、第2項の規定にかかわらず、2社又は3社とすることができるものとする。

8 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年9月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年1月8日から施行する。

別表第 1

留意事項	運用基準
不誠実な行為の有無	<p>市発注案件に係る契約に関し次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることから契約相手として不適当であると判断される場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 契約書に基づく関係者に関する措置請求に従わないこと等契約の履行が不誠実であること。</p> <p>(2) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p>
経営の状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先銀行からの取引停止、又は会社更生法若しくは民事再生法の適用申請等の事実があり、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合は、指名しないこと。ただし、更正手続きの開始決定、更正計画の認可等があった場合は、当該開始決定、認可等があった後の経営状況を総合的に勘案すること。</p>
工事成績等	<p>(1) 市発注工事の工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 工事成績の平均が過去 2 年連続して 85 点以上である場合は、これを十分尊重すること。</p> <p>(3) 工事以外の市発注案件の履行状況の優劣について、総合的に勘案すること。</p>
手持ち案件の状況	<p>(1) 工事及び業務等の手持ち状況から見て、当該工事の施工能力又は業務等の施工能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 当該年度の指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏らないよう配慮すること。</p>
当該案件の技術的適性	<p>以下の各号に定める事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 発注案件と同種又は類似の工事又は業務等について相当の実績があること。</p> <p>(2) 発注工事及び業務等の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事又は業務等の施工実績があること。</p>

留意事項	運用基準
安全管理の状況	<p>(1) 市発注工事又は業務等について、安全管理の改善に関し労働基準監督署からの指導等がある場合、又は安全管理が不適切であることが明白であり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合等明らかに契約相手として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 市発注工事及び業務等について、過去2年間に死亡者の発生及び休業2か月以上の負傷者の発生がないこと等安全管理の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払いの状況が継続している場合等明らかに契約相手として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第7項に規定する被共済者を使用することが予測される者にあつては、独立行政法人勤労者退職金共済機構との退職金共済契約の締結状況及び市発注工事に係る建設業退職金共済証紙の購入状況を総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 労働者雇用、労働条件の改善に取り組み、労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重する。</p>